

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 5 月 21 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

管理本部観音台第 1 管理部長 松井 利彦

(押印省略)

◎調達機関番号 818 ◎所在地番号 08

1 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 購入等件名及び数量

収量食味センサー付き 普通型ロボットコンバイン（無人仕様） 2 式

(3) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限 令和 7 年 11 月 28 日

(5) 納入場所

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

中日本農業研究センター上越研究拠点構内

(新潟県上越市稲田 1－2－1)

(6) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%

に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てるものとする。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第8条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。

(2) 実施規則第9条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の競争参加資格における「物品の製造」又は「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと。）。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同競争参加資格を有する者とみなす。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事

再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者（上記２（３）の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

（５）農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（６）農研機構が提示する仕様書等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することができる者であること。

（７）研究費の不正使用等防止に係る誓約書（以下「誓約書」という。）を提出できる者であること。

３ 入札書の提出場所等

（１）入札書の提出場所、契約条項を示す場所

入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒943-0193 新潟県上越市稲田 1-2-1

本部管理本部 観音台第 1 管理部 北陸管理課管理チーム

調達 岩崎 治朝 電話 025-526-3247

ファクシミリ 025-524-8578 メール iwasaki.harutomo607@naro.go.jp

（２）入札説明書の交付方法 本公告の日から令和 7 年 7 月 10 日まで、上記 3（１）の場所にて交付する。

（３）入札説明会の日時及び場所 本件についての入札説明会は開催しないが、入札説明書の交付時に必要に応じ説明を行う。

(4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)等の提出期限

令和7年7月17日 午後5時00分

(5) 郵便による場合の入札書受領期限

令和7年7月30日 午後5時00分

(6) 入札(開札)の日時及び場所

令和7年7月31日 午前10時00分

中日本農業研究センター上越研究拠点入札室

(新潟県上越市稲田1-2-1)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、上記

3(4)に示す提出期限までに入札説明書で示した申請書及び資料を提出しなければならない。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象とはしない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書

及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 落札者の決定方法 本公告に示した競争参加資格を満たすと判断される書類を提出した入札者であって、実施規則第31条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 競争参加資格を有していない者の参加 上記2(3)に掲げる競争参加資格を有していない者も上記3(4)により申請書及び資料を提出することが出来るが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該有資格者であり、なおかつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 入札制限対象企業の参加 入札制限対象企業の指定を受けた者も上記3(4)により申請書等を提出することが出来るが、競争に参加するためには、開札日の前日までに特定調達契約の入札制限等に関する規則第8条に基づく入札制限適用除外申請書を提出し、経理責任者の承認を受けていなければならない。

(9) 手続きにおける交渉の有無 無。

(10) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Toshihiko Matui, Director of National Agriculture and Food Research Organization (NARO) Department of Administration for Kannondai 1.
- (2) Classification of the products to be procured: 26
- (3) Conventional combine harvesters with taste and yield sensors (unmanned automatic operation type), 2 unit
- (4) Delivery period: 28 November, 2025
- (5) Fulfillment place: Described in the specification
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures:
Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
 - ① Not come under Article 8 Cabinet Order concerning the Contract for NARO.
 - ② Not come under Article 9 Cabinet Order concerning the Contract for NARO.
 - ③ Have Grade A, B, C or D on “selling of products” in terms of the qualification for participating in tenders by NARO (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.
 - ④ Not being suspended from transactions by the request of the officials in charge of contract.
- (7) Time limit for Application for confirmation of qualification for participating in tender and Proposal: 5:00PM, 17, July 2025.
- (8) Time limit for tender (Mailing): 5:00PM. 30, July 2025.
- (9) Time limit for tender (Bringing): 10:00AM. 31, July 2025.
- (10) Contact point for the notice: Harutomo Iwasaki, Administration Team, Kannondai 1 Management Department Hokuriku Management Section, Headquarters, NARO, 1-2-1 Inada, Joetsu-city, Niigata 943-0193, Japan. TEL 025-526-3247

お知らせ

国立研究開発法人が行う契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、国立研究開発法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、農研機構との関係に係る情報を農研機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 農研機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 農研機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 農研機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（農研機構OB）の人数、職名及び農研機構における最終職名

② 農研機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める農研機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

① 契約締結日時時点で在職している農研機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び農研機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び農研機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）